



ZERO CARBON
HOKKAIDO
NOBORIBETSU

登別市

おうちの省エネ創エネ 促進補助金

申請の手引き

登別市 環境対策グループ

目次

- 1 要件などの事前確認
- 2 補助金の交付申請
- 3 取扱事業者から対象製品を購入
- 4 補助金の実績報告
- 5 補助金の交付請求



詳細な要件や、本事業の登録を受けた取扱事業者など、詳しくは市公式ウェブサイトをご覧ください。

登別市 おうちの省エネ創エネ

検索



1 要件などの事前確認

省エネ性能の高い家電製品への「買い換え」、エアコンの新たな購入、既存住宅に太陽光発電設備や定置型蓄電池の導入を行う市民の方に対して、補助金を交付します。

◆補助対象者

- ①省エネ家電を買い換えを目的として購入する方
- ②エアコンを新たに購入する方
- ③太陽光発電設備＋定置型蓄電池、又は定置型蓄電池を購入する方

※ 自身が居住する市内住宅に設置する世帯主又はその配偶者、一親等の血族の方が申請できます。

◆補助金の対象となる費用

取扱事業者(※)からの購入費用、設置費用など

※ 取扱事業者：市公式ウェブサイトにて本事業の登録を受けた取扱事業者を公開しています。



※ 買い換え前の対象製品又は既設の太陽光発電設備等の撤去に要する費用などは補助対象外となります。

《補助対象製品》

①省エネ家電

対象製品	対象要件		補助率	補助上限額
	省エネ基準達成率	多段階評価点		
エアコン	100%以上	3.2以上	1/5	5万円
		-		4万円
3.6以上		5万円		
-		4万円		
2.9以上		5万円		
-		4万円		

※ 省エネ家電の対象要件の確認方法

統一省エネラベルで確認	省エネ型製品情報サイトで確認
製品本体などに表示される下図のラベルにてご確認ください。  ①多段階評価点 この部分の点数をご確認ください。 ②省エネ基準達成率 このラベル内に表示されている省エネ基準達成率をご確認ください。	メーカー名、製品名などから検索できる「省エネ型製品情報サイト」にアクセスし、表示される「多段階評価点」、「省エネ基準達成率」の欄をご確認ください。 

※ 複数の対象製品を購入する場合、1世帯あたりの補助上限額は10万円となります。

※ エアコンについては、上記の要件に加え、空気清浄機能又は換気機能を有する機器が対象となります。

対象判断については、国が実施している「みらいエコ住宅2026事業」の対象を準用しています。そのため対象となるエアコンについては、サイトより対象製品を検索いただきご確認願います。



②太陽光発電設備等

対象製品	対象要件	補助率	補助上限額
太陽光発電設備＋定置型蓄電池	2kW以上10kW未満	1/3	50万円
定置型蓄電池	2kWh以上17.76kWh未満		30万円

※ 太陽光発電設備のみの購入は補助対象外となります。

2 補助金の交付申請

要件などを確認した後、交付申請受付期間内に申請者から市へ、「登別市おうちの省エネ創エネ促進補助金交付申請書兼誓約書」を提出してください。

交付申請受付期間については、市公式ウェブサイトなどでご確認ください。

◆紙媒体による申請

「登別市おうちの省エネ創エネ促進補助金交付申請書兼誓約書」に必要事項を記入の上、必要書類を添付して提出してください。

【提出先】

〒059-0002 登別市幸町2丁目5番地
登別市 環境対策グループ おうちの省エネ創エネ促進事業担当 宛

◆電子申請フォームによる申請

次の電子申請フォームURL又は二次元コードからアクセスし、必要事項を入力の上、必要書類をデータで添付して申請してください。

・ 電子申請フォームURL :
<https://logofarm.jp/form/szZL/1516784>

・ 二次元コード :



必要書類

- 省エネ家電又は太陽光発電設備等の取扱事業者及び購入等に要する費用が分かる書類(見積書等)の写し
- 省エネ家電又は太陽光発電設備等の要件を満たしていることを確認できる書類(製品カタログ、仕様書等)の写し
- 省エネ家電を買い換える場合にあつては買い換え前の対象製品の設置状況が分かる写真
- エアコンの新たな導入及び太陽光節電設備等を導入する場合にあつては設置予定場所の写真
- 申請者の氏名、住所及び生年月日が記載された公的な書類の写し
- 申請者が世帯主の配偶者又は一親等の血族である場合、世帯主との関係が分かる書類(住民票等)の写し



3 取扱事業者から対象製品を購入

②の交付申請内容を市で審査した後、市から申請者へ、「登別市おうちの省エネ創エネ促進補助金交付決定通知書」を送付します。

この通知書を受領した後、交付申請した内容により取扱事業者から対象製品を購入してください。

重要事項

- ※ 補助対象者決定通知書の受領前に対象製品を購入した場合は補助対象外となります。
- ※ 鬼まちペイ(プレミアム付デジタル商品券)を対象製品のご購入にご利用いただけます。
- ※ 不用となった買い換え前の対象製品を売却や譲渡などした場合は補助対象外となります。
不用となった買い換え前の対象製品については、適切な方法で排出してください。



併用可！！

【不用となった買い換え前の対象製品の廃棄について】

●エアコン、電気冷蔵庫の廃棄

家電リサイクル法の対象品目となっています。

取扱事業者から対象製品を購入する際、買い換え前のこれらの製品を引渡し、リサイクル料金を支払ってください。

お支払い後、取扱事業者が発行する家電リサイクル券(特定家庭用機器廃棄物管理票)の写しを受け取ってください。

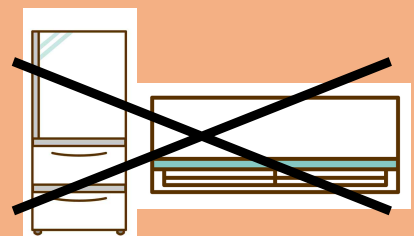
この家電リサイクル券は、④の補助金の実績報告で必要になりますので、大切に保管してください。

●照明器具の廃棄

通常の廃棄方法に従って廃棄してください。

照明器具は燃やせないごみとなります。

ただし、蛍光管は有害ごみとなりますので、ご注意ください。



**不用となった買い換え前の
対象製品は廃棄！！**



4 補助金の実績報告

対象製品を購入した後、申請者から市へ、「登別市おうちの省エネ創エネ促進補助金実績報告書」を提出してください。

◆紙媒体による申請

「登別市おうちの省エネ創エネ促進補助金実績報告書」に必要事項を記入の上、必要書類を添付して提出してください。

【提出先】

〒059-0002 登別市幸町2丁目5番地
登別市 環境対策グループ おうちの省エネ創エネ促進事業担当 宛

◆電子申請フォームによる申請

次の電子申請フォームURL又は二次元コードからアクセスし、必要事項を入力の上、必要書類をデータで添付して申請してください。

・ 電子申請フォームURL :
<https://logoform.jp/form/szZL/1516837>

・ 二次元コード :



必要書類

- 省エネ家電又は太陽光発電設備等の購入及び設置に要した費用、購入先及び購入日を確認できる書類(領収書等)の写し
- 設置した省エネ家電又は太陽光発電設備等の製造事業者が発行する保証書等の写し
- 設置した省エネ家電又は太陽光発電設備等の設置状況が分かる写真
- 買い換え前の対象製品のうち、エアコン又は電気冷蔵庫については家電リサイクル券(特定家庭用機器廃棄物管理票)の写し



4 補助金の実績報告（つづき）

重要事項

- ※ 交付申請した内容から変更がある場合（対象製品を変更する、取扱事業者を変更する、購入及び設置に要した費用（見積額）が変わるなど）、又は中止する場合は、「登別市おうちの省エネ創エネ促進補助金（変更・中止）承認申請書」の提出が必要となりますので、環境対策グループまでお問い合わせください。
- ※ 「登別市おうちの省エネ創エネ促進補助金補助対象者等決定通知書」に記載されている、『補助金の実績報告の期限』までに実績報告書を提出してください。この期限までに実績報告書が提出されないときは、補助対象者としての決定を取り消すこととなりますのでご注意ください。

別記様式第2号（第7条関係）

登 別 市 長
登 別 市 長
登別市おうちの省エネ創エネ促進補助金（交付・不交付）決定通知書

年 月 日付で申請がありました別記補助金について、登別市おうちの省エネ創エネ促進補助金交付要綱第7条の規定により、次のとおり決定しましたので通知します。

記

1 決定の内容等	記
決定の内容	交付・不交付
不交付として決定した理由	
実績報告の期限	年 月 日 まで

2 この補助金は、本目的以外に使用してはなりません。
3 申請した内容を変更又は中止しようとするときは、あらかじめ市長の承認を受けなければなりません。ただし、申請内容の変更が軽微である場合はこの限りではありません。
4 本通知により交付決定した後に対象製品を購入及び設置してください。
5 対象製品の購入及び設置が完了したときは、速やかに登別市おうちの省エネ創エネ促進補助金実績報告書を提出してください。上記の実績報告の期限までに報告書が提出されないときは、交付の決定を取り消すこととなりますのでご注意ください。
6 取替対象等をこの補助金の交付の目的に反して使用し、他の者に貸し付け若しくは売却し、譲渡し、又は譲渡の目的に供しようとするときは、あらかじめ市長の承認を受けなければなりません。ただし、取替対象等の使用年数が法定耐用年数を経過した場合はこの限りではありません。
7 この補助金の交付の条件に違反したとき又は申請等に不正の行為があると認められるときは、補助金の交付の決定を取消し、又は既に交付した補助金の全部若しくは一部の返還を求めることがあります。
8 申請等に不正の行為があること、申請における誓約が虚偽であること又は申請における誓約に違反したことにより取替等が経過しても取替は認められません。
9 補助金の申請等に關する書類及び帳簿を整理し、補助金の交付を受けた日の属する会計年度の翌年度から起算して5年間保管しなければなりません。

「登別市おうちの省エネ創エネ促進補助金交付決定通知書」のこの部分に、『補助金の実績報告の期限』が記載されています。この期限までに、実績報告書をご提出ください。

- ※ 実績報告額は、交付申請した実績報告予定額を記入してください。交付申請した実績報告予定額に変更があり、変更承認決定を受けている場合は、変更した実績報告予定額を記入してください。



5 補助金の交付請求

④の実績報告内容を市で審査した後、市から申請者へ、「登別市おうちの省エネ創エネ促進補助金額確定通知書」と「登別市おうちの省エネ創エネ促進補助金交付請求書」を送付します。

市で請求内容を確認した後、ご指定の口座に補助金を振り込みます。

◆紙媒体による申請

「登別市おうちの省エネ創エネ促進補助金交付請求書」に必要事項を記入の上、必要書類を添付して提出してください。

【提出先】

〒059-0002 登別市幸町2丁目5番地
登別市 環境対策グループ おうちの省エネ創エネ促進事業担当 宛

◆電子申請フォームによる申請

次の電子申請フォームURL又は二次元コードからアクセスし、必要事項を入力の上、必要書類をデータで添付して申請してください。

・ 電子申請フォームURL :
<https://logoform.jp/form/szZL/1516856>

・ 二次元コード :



必要書類

- 補助金の振込先を確認できる書類(通帳、インターネットでの表示画面等)の写し
- 登別市おうちの省エネ創エネ促進補助金額確定通知書の写し

お問い合わせ

登別市市民生活部環境対策室環境対策グループ

TEL 0143-85-2958

メール cleancle@city.noboribetsu.lg.jp

